

認証取得者への通知

連絡事項

水協発第1551号
令和5年3月22日

認証取得者様

公益社団法人 日本水道協会
理事長 青木秀幸

再発防止対策の実施について(依頼)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本協会会務につきまして種々ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本協会では昨年度発覚した認証塗料の不適切行為を受け、塗料の認証取得者に「令和4年5月25日付 水協発第291号 再発防止対策の実施について(依頼)」を通知し、令和4年6月1日より早期の再発防止対策の実施を依頼しました。

この度、令和5年4月3日より実施する短期の再発防止対策について、各種委員会での審議を経て、下記のとおり決定しました。

つきましては、内容をご確認の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年度中に再発防止対策に関連した本協会品質システム文書の改正を予定しており、改正後、再度文書によりお知らせいたします。

記

1 再発防止対策の内容

再発防止対策とその運用の内容を別紙「再発防止対策について」にまとめましたので、ご確認ください。

2 短期の再発防止対策の開始時期

令和5年4月3日(月)

担当：品質認証センター品質管理課 山形、波田野

Te l : 03-3264-2736

mail : center@jwwa.or.jp

大阪支所品質管理課 豊島

Te l : 06-6655-1920

再発防止対策について

水道用資機材等(表層用材料)に関する認証申込み(新規認証登録の申込み及び認証登録の変更申込み)に加え、現在認証登録されているすべての製品について、物性試験及び浸出試験の立会や工場調査等の方法を、下記のとおり変更いたします。なお、下記の対応には、既に公表している早期対策(令和4年6月1日実施分)を含みます。

記

1. 認証申込みに関する対応について

(1) 組成表及び安全データシートの提出

認証取得者は、認証申込み品及び既認証登録品において、塗料が日本水道協会規格等に定める原料で製造していることや塗料の休止を明示するため、以下①、②及び③を提出する。なお、提出期限は令和5年9月29日とする。

① 各原料の商品名(製品名)、製造業者名及び配合比等が明記された組成表(様式-4-10)

② 安全データシート

※組成表の配合比に幅がある場合は、配合比の幅の根拠となる資料を提出する。

※当該規格に一部原料が定められておらず組成表の提出ができない場合は、別途原料の証明するものを提出する。

※上記製品情報を開示するにあたり、品質認証センター(以下、「センター」という。)に認証基本契約書第14条(機密の保持)以上の内容を求める場合には、認証取得者が機密保持の契約書を作成の上、センターに提出する。センターは契約書の内容を精査し、適正に対応する。

③ 1年以上製造していない塗料を明示するための塗料の休止・再開届(様式-4-12)

(2) 浸出試験用試験片の作成

① 〈JWWA K 135, JWWA K 139, WWA K 157〉

認証取得者は、試験片の作成を一般財団法人日本塗料検査協会(以下、「日塗検」という。)で行うか、貴社品質確認実施工場で行うか選択する。試験片の作成を貴社品質確認実施工場で行う場合は、センターが、塗装作業・恒温恒湿槽へのセット・加温槽への移し替え・加温槽からの取り出しの各時点及び試験片の塗膜厚さを確認する。

② 〈JWWA G 112, WSP 067〉

試験片の作成方法が詳細に定められていないため、センターは、浸出試験用試験片の作成立会を省略し、試験片作成後に試験片の塗膜の厚さを確認する。

(3) 浸出試験項目

浸出試験項目は、水道施設の技術的基準を定める省令第1条第17号ハで定める別表第2の

全項目及び日本水道協会等に定める項目（以下、全項目とする。）をすべての申込型式について実施する。

(4) 物性試験立会

物性試験用試験片を貴社品質確認実施工場で作成後に、センターは、試験片の塗膜の厚さの確認と、試験片に認証マークを付すこととする。

(5) 認証登録型式の整理

認証取得者は、既登録品について原則、1型式に対して1製品の認証登録型式になるよう整理し、変更申込書を提出する。

(6) 変更申込み

認証取得者は、品質認証業務規則(JWWA-H107)第10条(認証登録の変更)によるほか、原料の変更、原料の購入先の変更、配合比の変更を行う場合は、変更申込書をセンターに提出する。また、センターは、変更申込み内容により、物性及び浸出試験を実施するかどうか判断する。

2. 工場調査に関する対応について

(1) 監視体制の構築

認証取得者は、不適切行為が行われないよう監視体制(内部監査の実施など)を構築する。また、センターは、工場調査時に監視体制を確認する。

(2) コンプライアンスの順守

認証取得者は、就業者へコンプライアンスに関する教育を実施する。また、センターは、工場調査時にコンプライアンスに関する教育記録を確認する。

(3) 塗料の組成

センターは、工場調査時に、製造記録と組成表を用いて、原料及び配合比を確認する。

(4) 審査基準への適合性の評価

センターは、認証登録品について、認証登録番号別に休止品（塗料の休止・再開届（様式-4-12）が提出された塗料）を除く、すべての認証登録品が5年で審査基準への適合性を評価できるように試料採取する。ただし、休止品は製造を再開する際に、認証取得者は、塗料の休止・再開届（様式-4-12）を提出し、センターは、審査基準の適合性を確認する。なお、再開の届出を承認するための期間は3か月以上を要する。

(5) 浸出試験用試験片の作成

① 〈JWWA K 135, JWWA K 139, WWA K 157〉

1. 認証申込みに関する対応について(2)①に同じ。

② 〈JWWA G 112, WSP 067〉

1. 認証申込みに関する対応について(2)②に同じ。

(6) 浸出試験項目

令和5年度の工場調査から、令和5年3月31日以前の既登録品について、一回は全項目の浸出試験を実施する。

(7) 物性試験立会

1. 認証申込みに関する対応について(4)に同じ。

(8) 検査記録

センターは、工場調査時に検査結果の生データと顧客に提出した検査成績書を比較確認する。

3. その他の対応について

(1) 誓約書の提出

認証取得者は、認証契約の締結及び更新時に、不適切な行為を行わないこと等を明記した誓約書（製造・技術・品質保証など複数部署の確認を経て決裁された文書）（様式-4-11）を提出する。

なお、当該年中に誓約書が提出されない場合には、センターは認証契約の更新は行わない。

(2) 塗料の試買検査

センターは、不適切行為に対する抑止力として、令和5年度より「塗料の試買検査」を実施する。

<参考>

「塗料認証の不適切行為に係る日本水道協会の対応について（お知らせ）」

（令和5年3月22日 日本水道協会ホームページにて公表）

以上

年 月 日

誓 約 書

公益社団法人日本水道協会 理事長 様

当社は、公益社団法人日本水道協会が行う品質認証の登録に当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

また、下記の事項に反する行為が認められた場合には、認証基本契約書に記載されている契約解除等の措置を講じられても異議はありません。

記

- 1 品質認証マーク使用許諾等に係る認証基本契約書の遵守
- 2 公益社団法人日本水道協会が定める認証スキーム、規則、要綱及び手順書等の品質システム文書の遵守

会 社 名 : _____

代表者名 : _____ 印

設計部門責任者名 : _____ 印

製造部門責任者名 : _____ 印

品質管理部門責任者名 : _____ 印

公益社団法人 日本水道協会
品質認証センター長 様

認証取得者名
住 所
代表者名
又は責任者名

印

塗料の休止・再開届

次の型式又は略号を休止・再開します。

認証 登録番号	認証登録品名	認証登録品の型式又は略号	休止・再開	製造工場 (品質確認実施工場)

本申込書の連絡担当者

会社名
所在地 : 〒
所 属 :
氏 名 :
T E L :
M A I L :

塗料認証の不適切行為に係る日本水道協会の対応について(お知らせ)

令和4年1月及び5月に公表しました塗料認証に関する不適切行為に対して、日本水道協会（以下、「本協会」という。）及び水道事業者と関係工業会等から構成する委員会にて、再発防止対策について検討を重ね、短期、中期対策としてまとめましたので、お知らせします。

1 不適切行為の概要

神東塗料(株)からの自主申告により、本協会の認証を受けている塗料について、次表に示す不適切行為により、認証を取得・維持していたことが発覚した。

該当規格	不適切行為
JWWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管 合成樹脂塗料)	① 規格から逸脱した方法（乾燥温度・期間、洗浄操作等）で試験片を作成の上、浸出試験を実施した
	② 規格に規定していない原料を使用した
JWWA G 112 (水道用ダクタイル鋳鉄管内面 エポキシ樹脂粉体塗料)	③ 「塗料の比重」及び「耐カップング性 ^{※1} 」の試験結果が規格に適合していなかったが、試験結果を改ざんして検査成績書に記載していた
	④ JWWAG 112 を準用したその他の表層材において、「耐カップング性」の試験結果が規格に適合していなかったが、試験結果を改ざんして検査成績書に記載していた

※1 耐カップング性：塗膜が標準条件下で、押し込みによって部分変形を受けた場合の割れ、金属基板からのはがれに対する抵抗値を表す。

2 本協会の対応と水道用資機材への影響

(1) JWWA K 139（上記1-①、②）

- ・不適切行為のあった塗料は認証を一時停止した。
- ・浸出試験により省令^{※2}に基づく衛生性について確認できた塗料を使用した水道用資機材は、本協会検査合格品として扱い、令和4年3月31日までに、すべての塗料が省令に適合していることを確認した。

※2 省令：水道施設の技術的基準を定める省令

(2) JWWA G 112 及びその他の表層材（上記1-③、④）

- ・水道用資機材に必要な耐久性等は、関係工業団体及び水道用資機材メーカーの検証結果から、必要な要件を備えていることが検証できた。このため、これらの塗料を用いた水道用資機材は実使用上問題なく、検査合格品として取り扱うこととした。
- ・認証登録しているすべての塗料について、浸出試験により省令に基づく衛生性を確認した。
- ・当該塗料を使用していた水道用資機材メーカーは、現在は別の JWWAG 112 規格の認証塗料に切り替えて製造を再開し、本協会の検査を受検して市場に供給している。

3 再発防止対策

今回の塗料認証の不適切行為に対して、事実確認、原因究明及び再発防止対策を本協会及び常設されている認証審査委員会^{※3}にて取りまとめた。

主な再発防止対策は、別紙に示すとおりであり、令和4年6月1日の早期対策より段階的に実施し、中期対策を検討中である。

※3 認証審査委員会：学識経験者、水道事業体、製造者団体、工事事業者団体その他見識を有する者で構成。オブザーバーとして厚生労働省水道課も参加

(1) 認証制度の改革

a) 故意による不正の防止

- ① 塗料を製造する工場での監視体制及びコンプライアンス体制について、本協会が工場調査時に確認する。
- ② 試買検査として、塗料を市場購入もしくは資機材メーカーの工場から提供を受けて、浸出試験を行うことで、工場から出荷された塗料に問題のないことを本協会が確認する。
- ③ 塗料メーカーが不正を行った場合、法令に基づく処罰を可能とするため、「塗料認証のJIS化」等を検討する。

b) チェック機能の強化

- ④ 塗料メーカーからすべての塗料製品の組成表と安全データシートを提出させ、規格に規定する原料であることを本協会が確認する。
- ⑤ 調査時に在庫がないなどの理由で試験対象から除外される型式が発生しないよう、すべての塗料製品の試験を定期的（5年間に1回）に実施する。
- ⑥ 塗料メーカーによる不正防止のため、試験片の作成と試験を第三者機関もしくは本協会の立会いで実施する。

(2) 日本水道協会規格の改正

- ⑦ 規格に使用材料を追加する場合、溶出しても安全な物質・量しか使用を認めない。
- ⑧ 水道用資機材の製造過程や使用環境の実態を考慮した規定の変更を検討する。

4 不適切行為に対する措置

不適切行為を行った認証取得者に対する措置は、令和4年度内に公表する予定である。

担当：品質認証センター品質管理課 山形、波田野 TEL 03-3264-2736
大阪支所品質管理課 豊島 TEL 06-6655-1920

塗料認証の不正に対する主な再発防止対策等

項目	分類	再発防止対策	補足	実施時期	効果	
認証制度の改革	故意による不正の防止	①コンプライアンス体制の強化 ^新 ・社内監視体制（内部監査の実施等）の整備 ・コンプライアンス体制について工場調査時に確認	・塗料メーカーにおける監視体制の構築 ・法令・社内規程の遵守等を本協会が確認	早期 令和4年6月 【実施済み】	不正をしない健全な会社体質をつくってもらう	
		②塗料の試買検査の実施 ^新 ・市場購入もしくは管材メーカーから使用する塗料の提供を受け本協会が試験を行う	・年に数型式の塗料を対象とする	短期 令和5年4月	出荷後の製品を監視し、不適合品を発見する	
		③法的処罰の導入の検討 ^新 ・不正を行った場合、法令に基づく処罰を可能にするため、「塗料認証のJIS化」等を検討する	(例) 産業標準化法の罰則 「1億円以下の罰金もしくは1年以下の懲役」	中期 令和6年度中 (予定)	故意による不正行為に対して抑止力となる	
	チェック機能の強化	原料	④すべての塗料製品の組成表及び安全データシート(SDS)の提出 ^{*1} ^強 ※1「組成表」の配合比の記載は任意で提出を求めていた。	・配合比の範囲表示を可とする	短期 令和5年4月 【早期で一部実施 ^{*2} 】	規格に規定する原料を使用していることの確認を容易にする
		試験	⑤すべての塗料製品を定期的に試験 ^新 ・すべての塗料製品の試験を定期的(5年間に1回)に実施する ・初回のみ省令全項目の浸出試験を行う ⑥試験片の作成及び試験を第三者機関もしくは本協会の立会いで実施 ^{*2} ^新 ※2 認証の申込み(新規、変更)時に先行して実施した。	・製造していない塗料の休止届を認める ・試験片作成の立会いを省略できる条件も検討	短期 令和5年4月 【早期で一部実施 ^{*2} 】	すべての型式を、定期的に試験対象とすることで、不適切行為の発見と防止につながる
JWWA規格の改正	水道水に対する安全性の向上	⑦原料の限定 ^強 ・使用材料を追加する場合、溶出しても安全な物質・量しか使用を認めない	・使用原料の追加	中期 令和6年度上半期(予定)	新たな原料が追加されても、水道水の安全性が担保される	
	規定内容の見直し	⑧実態に合わせた修正 ^強 ・水道用資機材の製造過程や使用環境の実態を考慮した規定の変更を検討	・試験片の作成方法や試験結果の許容値の変更等を検討	中期 令和6年度上半期(予定)	より実態を考慮した規格に改正される	

凡例 ■ : 早期 ■ : 短期 ■ : 中期 新 : 新規に実施する対策 強 : 従前より実施していたものを強化する対策